

揭示期限:10月27日

町田市告示第 224 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。その関係図面は、告示の日から2週間町田市役所道路部道路管理課において一般の縦覧に供する。

2026年10月13日

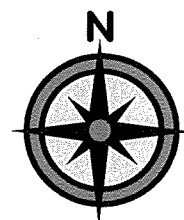
町田市長 稲垣 康治

路線名	供用開始の区間		供用開始の期日	備考
堺 412号線	相原町 3173番7地先	相原町 3277番3地先	2026年10月13日	別図

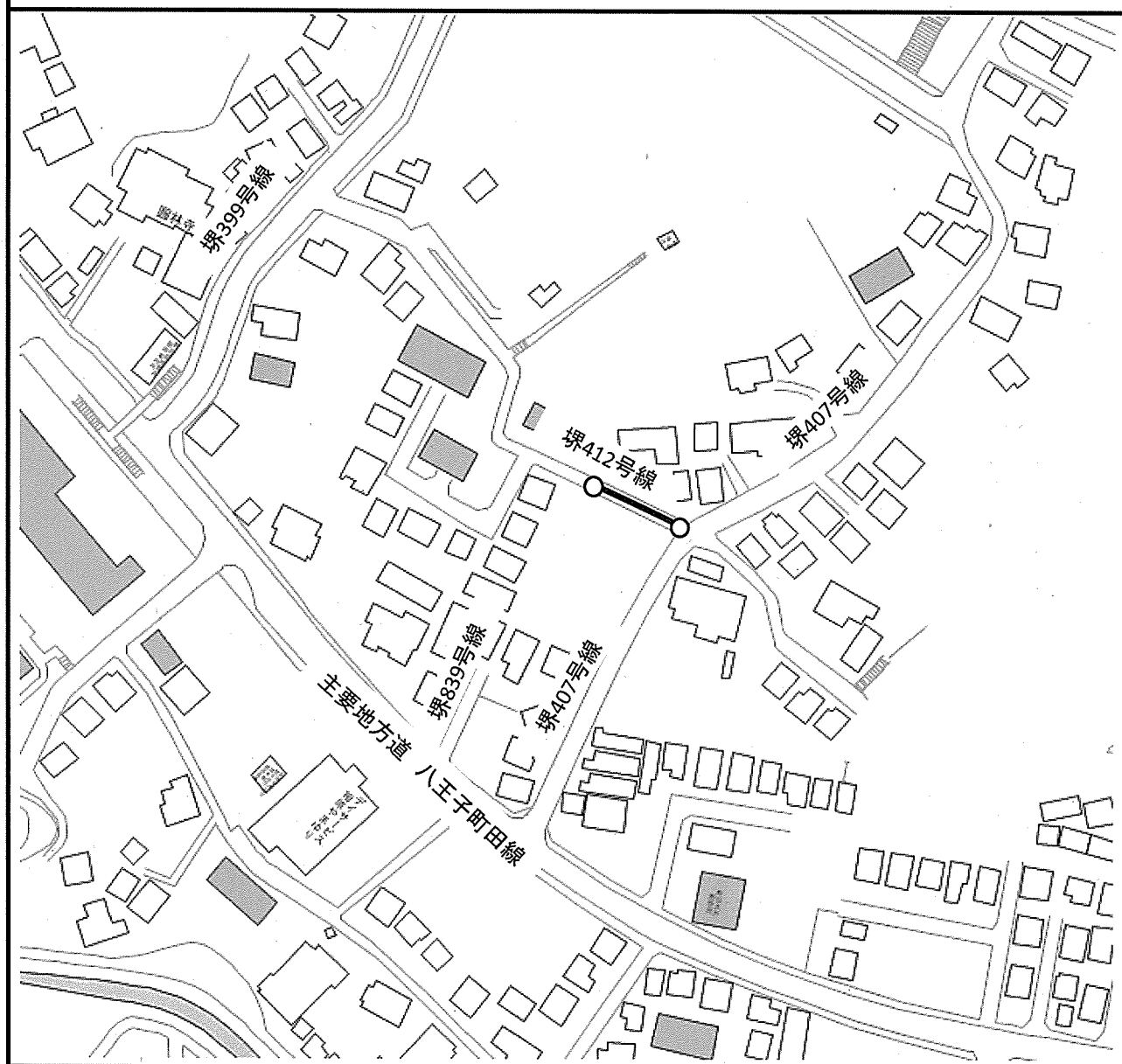
揭示期限:10月27日

市道路線の区域変更略図

町田市相原町 地内
市道 堺412号線



区域変更区間



公示送達書

町田市告示第 **225** 号
2026年10月13日

町田市長 稲垣 康 治

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき、下記の者に係る次の書類を公示送達します。
これらの書類は、財務部納税課が保管しており、送達を受けるべき者には、いつでも交付します。

氏 名	住 所	送達する書類名	摘 要
川原 魅紗	鹿児島県鹿児島市山之口町10番19号 千鳥屋ビル	令和8年(2026年)9月8日付 LV26—103026号 差押調書(謄本) 尅通	
	以下余白		

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記書類の送達があったものとみなされます。

掲示期限 10月27日